

特定福祉用具販売 } 事業所開設者 様  
特定介護予防福祉用具販売 }

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

「介護サービス情報の公表」制度に係る特定福祉用具販売及び  
特定介護予防福祉用具販売における介護報酬受領額の届出について（依頼）

日ごろから、介護保険サービスの適正な提供にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、標記サービスは「介護サービス情報の公表」の対象となっており、前年の介護報酬受領額（利用者負担額を含む。）が 100 万円を超える事業所（\*）については、介護サービス情報の公表が介護保険法上義務付けられています。

つきましては、令和 5 年の介護報酬受領額を集計の上、**公表の対象となるか否かに関わらず**、別添の「介護サービス情報の公表制度における報告等の対象（対象外）届」に所要事項を記入し、**4 月 26 日（金）までに横浜市電子申請・届出システムにて届出を行ってください。**

本件届出は、介護保険法に定める公表の義務の対象外であることを確認するためのものであり、提出がない場合は公表義務があるものとして取扱いますので、ご注意ください。

なお、本件届出において対象外として提出があった場合は、貴事業所の介護報酬受領額を調査させていただく場合がありますので、ご了承ください。

◆提出先（横浜市電子申請・届出システム）◆

【特定福祉用具販売事業所】介護サービス情報の公表制度における報告等の対象（対象外）届

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>  
介護保険関連情報>運営関連情報>介護保険事業運営・開設関連情報内 居宅サービス関連  
7.（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売関連

<横浜市電子申請・届出システム URL>

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/85560f5e-4acb-4928-b503-283c6bbcd5a1/start>

\* 令和 6 年度に介護サービス情報の公表が義務付けられる事業所

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売について、**令和 5 年 1 月～12 月**における介護報酬受領額（利用者負担額を含む。）が 100 万円を超えた事業所。なお、**両サービスは合算しないで算出します。**

（例）：特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の両サービスを提供している場合、特定福祉用具販売は 100 万円を超えるが、特定介護予防福祉用具販売は 100 万円を超えない場合、特定福祉用具販売のみが公表の対象となります。

担当 介護事業指導課運営支援係（居宅班）  
電話 045-671-3413